

秋田市告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終	点		
51064	牛島西三丁目 29号線	牛島西三丁目290番29地先		52.70	6.00
		牛島西三丁目290番29地先			

2 縦覧期間

令和4年3月24日から同年4月12日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで